

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷六十二第

行發日一月五年三和昭

## 論叢

動的資本と租税公正難 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

臺灣の小作制度 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

財産生命保險 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

## 時論

支那の國民主義革命 . . . . . 文學博士 矢野 仁一

## 說苑

助郷と農民の生活 . . . . . 經濟學士 大山敷太郎

草津宿に於ける助郷に就いて . . . . . 經濟學士 黒羽兵治郎

## 雜錄

幣制の紊亂に基く百姓一揆 . . . . . 經濟學士 黒正 巖

地理的認識の性質について . . . . . 經濟學士 菊田 太郎

(禁 轉 載)

## 雜 錄

### 幣制の紊亂に基く百姓一揆

黒 正 巖

一 はしがき

既に他の機會に於て述べたるが如く、百姓一揆の發生原因は、之を素因と動因とに區別して考察しなければならぬのであるが、併しこの素因と動因とは更に種々の要素の複合によつて形成せらるゝものである。從つて徳川時代に發生せる約五百余件の百姓一揆に就いて見るに、その發生原因は類型的には一定の分類をなす事が出来るけれども、全然同一の原因に基く百姓一揆としての類別は殆ど不可能である。私が茲に述べようとする幣制の紊亂に基く百姓一揆といふも、之は必しも單に幣制の紊亂といふ唯一の原因に基くものではな

く、その發生に至る迄の過程、その發生に對する素因の如きも、夫々異なるのであるが、茲には百姓一揆發生の一原因として幣制の紊亂が重要な役割を演じたるものに就いて概説しようと思ふ。

元來、私有財産制と交換原則とを基調とする經濟社會に於ては、そこには必ずや事物の公分母たる貨幣を必要とするのである。而して貨幣經濟の發達するに及びては、手段たる貨幣の獲得が恰も經濟生活の目的であるかの如く變化し、凡べての生活活動の志向は貨幣にさし向けらるゝようになる。從つて貨幣の獲得方法及び之が統制の合理的に行はるゝ場合に於ては、經濟生活に混亂動搖の來る事は少いのであるが、一度その秩序の破壊せらるゝに至れば、貨幣獲得に對して最も不利の地位にある階級は勿論、有利なる地位にあるもの及び貨幣を多く保持するものと雖も、多大の損失を蒙り、然かも結局すべての損失は貨幣獲得上不利なる地位に至る階級者に轉嫁せらるゝ事となり、非常なる生活上の困難に陥るを常とす。

徳川家康がよく天下を平定し、とに角二百五十年間の幕制の基礎を確立し得た原因につきましては、古來種々の史家の説明があるけれども、その最も重要にして然かも目には定かに見えない偉大なる力は、幣制の統一整備にあつたと思ふ。家康は秀吉より貨幣發行の權を得るや、専心その確立に力め、多くの金銀正貨を蓄積して純良なる金貨を鑄造した。家康はその金銀の莫大に保藏せらるゝ間は天下は安泰であるが、その聊かにても減少する事あらんか、天下稍亂れんといつた。殊に紙幣の發行の如きは幣制を亂るものとして之を嚴禁してゐたといふ<sup>1)</sup>。然るに所謂分銅金銀はいつの間にかその影を没し、諸國の鑛山の產出量が激減したので、幕府は財用不足を告げるようになり、遂に元祿八年に至つて惡貨改鑄を行ひ、貨幣制度の基礎は茲に動搖し初めた。又各藩は金銀貨鑄造の權なく、然かも財政の窮乏次第に甚しくなつたので、幕府に乞ひ競ふて紙幣の發行をなすに至つた。かくして幕府は惡鑄に重なるに惡鑄を以てし、各藩は紙幣の洪水を以て經濟界を沈溺

せしめたのであるが、元來この惡鑄及び紙幣の濫發なるものが、全く武士階級の財政の穴埋めであるから、その組織の不健全なるは勿論、その損失は凡べて被支配階級たる農工商に轉嫁せられた。その結果五年十年と殆ど周期的に大恐慌を惹起し、農民等は一方に於て周期的凶作によつて飢饉に陥るのみならず、惡鑄及び札潰しに遭遇して、いよ／＼生活の困窮に陥つたのである。茲に於て農民等はかくの如く幣制を混亂せしめ、生活に困難ならしむる事を以て不當とし、百姓一揆を起した場合がある。併し幣制の紊亂は總般的且つ根本的に農民の生活をおびやかすものであつたに拘はらず、余の今迄求め得たる事例に徴するに、幣制の混亂に基く百姓一揆が比較的に少い。之は何故であるかは、充分に説明する事は困難であるが、私の考へによれば、後にも詳述するが如く、貨幣の惡鑄や紙幣の濫發は農民の生活に及ぼす影響が比較的徐々に行はれ、且その仕組が巧妙で、不知不識の間に損害負擔を農民に轉嫁し、少數の知識あるものゝみが之を知り得たに

1) 地方凡例第九卷(日本經濟叢書三十一卷六四七頁)

2) 拙著封建社會の統制と闘争第一章及び第二章參照

すぎずして、多数の無知なる百姓は幣制の混亂と自己の生活困窮との關係を理論的に感知しなかつたからではあるまいか。故に幣制の紊亂に基く百姓一揆を見ると、幣制の紊亂又は之に關する事柄が直接に百姓の生活に影響した場合に限られてゐるようである。

## 二 幣制紊亂に基く百姓一揆の事例

(1) 寶曆六年(西紀一七五六年)四月、金澤藩内、

大日本貨幣史藩札部に掲げてゐる各藩々札の起原には必しも信用をおく事は出来ぬが、借りにその所説の通りだとすれば、金澤藩に於て初めて藩札を發行したのは寶曆五年である。而てその發行の動機は他の諸藩に於けると同様、財政の窮乏對策であり、その直接の動機は家中諸士が困難したので銀札を發行し之が貸與を受けん事を請願したからである。紙幣發行の組織に關しては土屋喬雄氏が已に詳述して居られるから、私は敢て茲に絮説しないが、土屋氏の説く所によれば、正銀の通用を防止して藩札と引きかへ、間もなく之を

不換紙幣としたので、物價の暴騰となり、鹽札が横行し、硬貨はその姿を沒し、經濟界の大混亂となり、農民や細民等は饑死に及ぼんとする状態であつた。而してかくの如き混亂を惹起せしめた原因は、當局の失態と、銀札方主附役人、札座役人及び之等と結托せる富商の私曲にありと考へられ、彼等は民衆の怨府となつた。

遂に寶曆六年四月十二日に至り民衆の憤怨は爆發して大一揆となつた。一揆の同聲は先づ銀札方主附前田五左衛門以下銀札發行に關係する富豪の居宅を襲撃し、家財道具を破壊し、貯蓄せる銀札を引きさき、更に一揆鎮壓に來れる町奉行、町同心を追ひのけ亂暴をはたらいだ。然るに銀札は依然として存続し、何等適宜の處置を施さなかつたので、更に五月九日夜、再び騒動が起り富商二人打毀にあひ、七月二日夜放火ありて人心少しも靜まらず、「銀札相止まざるに於ては不殘燒はらふ」旨の立札が所々に立てられ、このまゝでは到底平安に歸すべくもなかつた。當時藩主は江戸在

3) 石川縣史第二卷七三六頁

4) 土屋喬雄氏、封建社會崩壞過程の研究二四三

府中にて留守の役人は臨機の策を施す事が出来ず、躊躇して居る間にこの大事件が起つたのであるから、銀札發行の反對論者たる前田土佐守をして國政刷新を爲さしむることとし、七月十日銀札通用防止の令を發し、銀札役人及び町奉行等は處罰せられ、茲に事件は一應解決したのである。然し乍ら銀札の發行が全く行き詰れる武士の財用救済の爲めにあつて、然かも何等之が根本的救済が行はれてゐなかつたのであるから、他の方法によつて窮乏を彌縫するの外はなかつた。従てその結果は租税その他の貢賦の重課となり、農民を壓迫する事甚しく、爾來頻々として加賀藩内に百姓一揆が起るに至つたのである。

(2) 明和八年(一七七一年)四月、水戸藩内

徳川時代に於ては鑄貨の發行權は幕府の獨占する所にして、只例外として少數の大藩に鐵錢の鑄造を認許してゐたようである。水戸藩は所謂御三家の一たりし關係上、種々の特權を認められ、例へば土地の永代賣買の如きも認められてゐたようだし、又戶籍法につき

ても他領と余程異つてゐたようである。殊に水戸藩は紙幣發行の代りに鐵錢の鑄造を認められてゐたのである。併し水戸藩は三十五萬石とはいふものゝ、富源の少い地方であつたため、初めから財政は可なり困難であつた。只水戸義公の如き明君があつて善政を布いてゐたので、人民が歸服して事なきを得たのである。然るに中世になつて財政は益々窮乏を告げ、然かも施政よろしきを得なかつたので、かの肅公の時、清水仁右衛門、松竝勘十郎が新法を設けて財政の立て直ほしを斷行せんとするや、農民等その壓迫に耐えず、祖宗の憲令を破るものとして大騒動を演じた事がある。その後しばらくは平靜であつたが、遂に明和八年四月に至り百姓一揆が勃發した。

水戸藩が如何なる組織によつて貨幣の鑄造を行つたかは今之を明にする事が出来ないけれども、明和鑄錢紀事(この著は水戸の圖書館、彰考館にもなく、又内閣文庫にも無いので、清水正健氏の著、水戸文籍考二百一頁の解題によるの外なかつた)によれば、「明和五

5) 金澤藩に於ける百姓一揆につきは石川縣史第二卷の所々に詳述してある。

年、久米村堀江權兵衛、太田村小澤九郎兵衛等相謀り、請ひて官准を得、錢座を太田村木崎坂下に創め、鑄爐九十七所を設けて鑄錢の業に従ひ、之に與る小吏職工等凡四千人に餘れりといふ、隨ひて浮浪の徒太田に雲集し、俄に繁盛の區となれり」とある、然るにこのことが大に民利を害し世情甚だ不穩となつた。蓋し

明和の初頃迄は、金一分が銀錢九百四十八文より一貫文の間を往來して居たが、鑄錢が盛に行はるゝようになつてから、錢價が著しく暴落して一貫二三百文となり、その結果は諸色の暴騰を見るに至り、諸民の困苦到底耐えうべからざる状態になつた。そこで鑄錢開始以來數年間耐えしのでゐた農民は遂に憤起せざるを得なかつた。即ち太田村附近の農民等數千人一時に蜂起し、神輿を牽じて鑄錢場に押しよせ、之に火を放つた。事實が誇張せられて居ると思ふが、火事の爲めに焚死するもの二百人に及んだといふ。當局は事態容易ならずとし、鑄爐を減じて二十四ヶ所としたが、尙安永元年十月には全く之を廢止するに至り、一時平穩

に歸した。この騒動の顛末を知るの材料のないのは遺憾である。

(8) 安永三年(一七七四年)三月、水戸藩内

明和八年の騒動の結果、安永元年十月に一時鑄錢の事は中止となつたのであるが、從來通貨を濫發して漸く財政の窮乏を糊塗してゐたのであるから、鑄造を永く停止する事は不可能であつて、僅に一ヶ月にしてさらい吹きと稱して、再び鑄錢を開始するに至つた。之によつて次第に通貨を膨脹し、物價はいやが上に騰貴して來るので、先年百姓一揆を起して成功したるにかんがみ、遂に安永三年三月に至り、農民等四五百人黨を爲して太田に來集し、木崎に屯す。保内郷の農民亦之に参加し、神輿を牽じて進發、水戸城下に押しよせ、強訴せんと企つ。爲めに水戸の城下は騒然たるものがあつたけれども、幸にその事なくして終末した。併し當局は之れ丈けの騒ぎがあつたに拘はらず、鑄錢を中止するの決心がなかつた。鑄錢は依然として強行せられたのであるが、安永五年三月に偶々錢座が燒失した

ので、之を機會に鑄錢を廢止したといふ事である。<sup>7)</sup>

水戸藩が鑄造した鐵錢の數量は幾何であるか明かでないが、藩庫に納めた金額は前後兩度合せて二萬三千七百八十兩<sup>8)</sup>であつたといふから、その全體の金額は余程多かつたものと思はれる。尙ほこの鑄貨の錢文は野口多新次の書にて、明和度の鑄錢には久字を背書し久慈郡鑄錢の意を表はし、安永度の鑄錢には久二の背文があるといふ。

水戸藩に於ける兩度の鑄錢が何故に、民福を損つたかは、已に述べたように物價の騰貴であるが、併し當時の如く硬貨の尊重せられたる時代には、少々多くの硬貨を市場に出しても、物價が極端なる暴騰をなす筈はないのである。然かも百姓が一揆を起さざるを得ぬ程に物價が上つて生活を困難ならしめたのは、單なる貨幣數量の増加といふよりも、寧ろ粗惡なる貨幣を濫造したからである。その意味に於てかくの如き硬貨の濫發は、結局他の諸藩に於ける不換紙幣の濫發と經濟的に同一の意義を有するものといはねばならぬ。尙ほ

この兩度の一揆に於て、何れも神輿をかつぎ出して居るが、之は水戸藩が神道の盛な所であつたからであると思はれる。全く地方人の氣質がよく現はれて居る。かくの如き例は他の一揆には殆ど見られないことである。

(4) 天明六年(一七八六年)十二月、備後福山藩内<sup>6)</sup>

天明六年の末より七年にかけて起た福山藩内の大一揆は非常に多くの原因に基いて居るのであるが、藩札の濫發も一原因にして、之は多年に亘つて農民を疲弊せしめ、遂に農民はその他の誅求策と共に之が廢止を絶叫して反抗するに至つたのである。福山藩は幕政初期に於てしばし領主が交替したが、古くより藩札が行はれ、已に延寶年間以前に於て發行せられてゐたようである。安部氏が福山領主となりて以來、依然藩札がはれてゐたが、安部氏は代々幕府の大官たらんとして常に多くの失費を要し、他藩にまさりて財政が窮乏したる爲め幣制は益しく紊亂してゐたと思はれる。從て福山の藩札は頗る信用が少く、領民は之を使用す

7) 清水氏前掲書

8) 拙著封建社會の統制と闘争三七四頁以下

る事によつて多大の不便と不利とを蒙つたから、成るべく之が使用を廻避した藩當局は銀札の通用を強制する爲めに銀札に附なるものを設け、各地を巡回して他領札を所持するものを取り押へて處罰した。阿倍野童子間には次の如く述べて居る。

「銀札目附といふものを郡へ出し、他國札所持の者を押取、牢屋追放のもの夥し。但し當所銀札は度々引換有て諸人大に損亡せし故、毎に福岡札（之は忌諱にふるゝをおそれて山の代りに岡としたものである）は通用少かりき。御當主御入城の砌は賢才信義の明君故國民大に尊信し、銀札杯は正銀の如く思ひ他國迄も盛に行はれしが、御滞府の後は遠藤が奸計にて札座銀を借受し故、引替大に差支しとなり。その後は引替ありけれど、過半捨し故其後は福山札大に弱り、他國は言に及ばず、國中も多は他所札内々にて、通用もつばらなり。夫故偽りを行て信を下に賣るとも何の益かあらん」

之によつて見れば、領民が自領の札に信をおかずし

て他領札を好んで使用した位、福山藩札は通用力が少かつたのである。紙幣價值の動搖が大であつて農民は成るべく、他領の比較的安定なる札を保持せんと力めたものであらう。併しかくなれば益々循環的に札の價值が下落するから、藩は銀札目附の制度を設けて、他領札の使用を禁止しようとしたのである。併し之は經濟の原則を無視したものであつて、到底効果を擧げる事が出来ないのみならず、之が爲めに農民は少からぬ損失を蒙るわけである。福山藩の農民は幣制の改革を一揆の要求の一つとしたのは當然である。

少し話が横道になるが、余が往年獨乙に在りし日、マルク相場が極端なる減價をなしたる場合に、外國人が外國貨幣を多く所持して之をマルク札と引替へて浪費するのみならず、獨乙人自身が、時々刻々暴落する所の不安定なるマルク札を保持するよりも外國札を有利なりとし、即ちマルク札に對して凡べての人々が弱氣となつて、益々マルク相場を下落せしむるといふので、代替檢察委員なるものを任命し、誰かれの用捨な



く財布を檢閲して外國札を沒收し、後日その沒收せる日の爲替相場に換算して返還するが如き暴舉を敢えてしたるも、毫もマルク相場を維持する事は出來ず、獨乙國民は瀕死の状態に迄陥つたのであるが、岡山藩は百五十年前に、最近の獨乙と同じような事をやつて騒動を見たのである。

(5) 安政元年(一八五四年)、岡山藩内

岡山藩の藩札は最も古き沿革を有するものゝ一つであつて、寛文十年に已に行はれたとの説もあるが、余の研究したる結果によつて推定するに、之は恐らく單なる計畫にすぎなかつたものゝ如くである。實際紙幣の發行されたのは延寶七年六月であらう。然るに寶永四年に全國一齊に紙幣通用の事が停止せられたため、岡山藩も亦停止するの止むなきに至つたが、享保十五年十一月再び幕府の許可によつて紙幣を發行し、爾來幕末に至る迄紙幣制度が存続したのである。

岡山藩札につきては已に拙著「封 社會の統制と圖 争」中に於て詳述したるが故に、茲に敢えて繰り返へ

すの必要はないが、元來、岡山藩札も、他藩と同じく、正貨の流通を禁じ二分以下の取引を除いては全部紙幣によつて決済すべきものとしたのであるから、正貨の保持者は必然に、一旦紙幣と引替へねばならなかつた。その結果、政府は殆ど無利子にて人民から強制借上げをなすと同一の利益を得るのみならず、周期的に札潰し又は紙價の低減を行ひ、以て損失を人民に轉嫁したのである。而して幕末に及び内外多事、殊に天災飢饉が頻繁に襲來して、財政の根本が動搖するに及びては、さなきだに混亂せる幣制は益々潰滅し、武士は全く計畫的に紙幣を濫發し、然かも無價値に等しき不換紙幣の強制通用を命じたるが故に、人民は到底この苦痛に耐える事が出來ず、機會ある毎に反抗の氣勢を示すに至つた。當時紙幣價値の暴落、物價狂騰の爲め如何に人民が苦しんだかはかの大地震のあつた安政元年の秋には、銀紙の開きが甚しく、十月末日に於ける町方取引は正銀一匁に對して三百五十匁となり、十一月三日には六百匁になつた。その結果、大根一本が

一匁、玄米一石が五百六十匁に騰貴した。そこで已に發行せる銀札を額面の十分の一に減價せしめ、新札一匁と舊札十匁とを引きかへる事としたのであるから、人民等驚きて札場に殺到し、何時暴動と化するかも知れぬ状態となつたが、幸か不幸か、混亂の最中に大地震があり、集合せる人民は命からく返散したといふ。

右は新舊札引きかへに基いて騷亂したるも、暴動には至らなかつたのであるが、又他の田舎地方に於ては、當局が不意に紙幣の減價を行ふの結果、交通不便にして情報の明かならざるが故に、特に損失が大であり、農民はこの不當をならし、幣制の根本的立て直ほしを爲すべきを要求して、各地の農民は懇かでなかつたが、實際一揆とはならなかつたらしい。岡山藩自身の記録には全くその事實は見つからないけれども、只「銀札一件控」なる寫本によれば岡山藩が幣制を擧亂せる爲め、天領に迄不利益が及ぶを以て、速かに天領内のみを紙幣を發行せん事を歎訴したる際に、岡山藩内

に於ける幣制の紊亂によつて一揆の勃發した旨を記してある。之は幕府への請願狀の草案なるが故に、虚偽の事實が記されて居るとは思はれぬから、恐らく一揆が起つたものであらう。

この歎願書に記さるゝ所によれば、家老池田刑部は自己の下屋敷及び中屋敷を普請して、その多額の費用を札にて支拂ひ、その翌日突如として札を十分の一に値下げを斷行したので、職人等は大損害を蒙り、當局を怨む事甚しく、又地方の農民は知らぬ間に貯へた金が十分の一になり、甚しきは反古同様になり、物價は上るし、到底生活が出来ず、その業に安ずる事が出来ないといふので、城下に押しよせ強訴せんと、旭東の農民等一揆を起し、備前一日市迄押しよせて來た所、藩より派遣せる武士は大筒を打ち放つて之を撃退した。

武士自身が無謀の策を施し乍ら尙ほ且つ武力によつてその非を蔽はんとするものであると、大に痛罵して居る。その真相の詳細を知るべき史料がないけれども、多年に亘つて不都合なる幣制をのまゝに放任し、不

知不識の間に多額の損失を農民に轉嫁して之を苦しめたのであるから、百姓一揆の起るのも無理からぬ事である。只岡山藩は何分にも大藩であり、統制力が強大であつたため、百姓が一揆をなすの機會が少なかつたものであらう。従て岡山藩が安政元年二月房州沿岸警備の命をうけ、多くの兵員をこの地方に派遣して兵備が多少手薄となつてゐたし、又武士の威力が昔日の如くでなくなつたのであるから、百姓が憤起したのは恐らく事實であらう。岡山藩とても代々名君があつて一揆の如き不祥事が全然なかつたとは何人も斷言出来なうと思ふ。

以上五件の百姓一揆は幣制の紊亂が直接の動因となつて發生したものであるが、この外にも、物價騰貴が原因して起つた百姓一揆の中には、矢張り幣制の紊亂と直接間接に關係してゐるものが少からずあるように思はれる。何となれば幣制の影響は農民等には直接に感知せらるゝ程度が少く、通貨の濫發に基く物價の暴

騰が直接に農民の生活に影響し、苦痛を感じしむるから、百姓一揆の事實を記録する場合にも、とかく物價の騰貴そのもの丈けを注視するようになり、その根本原因を看過するの傾が多からうと思はるゝからである。併し之は私の推定に止り、物價騰貴に基く百姓一揆の多數は、貨幣の膨脹といふよりも、寧ろ天災による物資の減少に基く場合が多いのであるし、又貨幣の側から來た物價の騰貴に基く一揆についても、一々分析して幣制の紊亂と關係があるか否かを明かにしたのではないから確定的なことは今後の研究に俟つの外はない。

### 三 幣制の紊亂に基く

#### 百姓一揆の特徴

幣制の紊亂に基く百姓一揆は右に述べたようにその事例が極めて少く、余の調査したる全百姓一揆の％しかない。その理由は種々あらうが、最も注目すべき點は已に説明したるが如く、幣制の紊亂に基く通貨の

膨脹從て又貨幣の減價が直接に農民の感ずる所とならず、長年月に亘つて徐々に農民の負擔を増加したにすぎない。故に右の百姓一揆について見るも、紙幣を發行したり、鐵錢を鑄造した場合にも、その制度の實施せられた當座には問題が起らないで、相當の年月が経つてから一揆が起つてゐるに徴してもこの邊の消息が

分る。又幣制が極度に紊亂しない限り。ある程度の通貨膨脹は適當に物價を引き上げる事となり、社會の多數を占むる農民はその主要生産物たる米價が騰貴するので却てよろこぶのである。只それが極端な途を辿るようになれば、折角働いて作つた米を賣つて得た貨幣が減價するので問題となるのである。今一つは貨幣の減價によつて不知不識の間に大なる負擔をうけても、その感知の程度は少く、直接に色々の形で賦課せらるゝ租税や、日々出會ふ村役人の非違横暴の方が、百姓の反抗心を激成する程度が大である。丁度今日に於ける消費税と直接税とが一般人に對して與ふる感じが違ふのと同じである。今日でも理論的に靜かに考へれば

消費税の負擔を理解し、感知する事が出来るが、平素實際には殆ど感知しないであらう。況や當時に於ては百姓一揆を指揮するものでも經濟知識が乏しかつたのであるから、貨幣の本質から幣制の紊亂と生活の困難とを理論的に考へ、抗爭の理由とするが如き場合の少いのが當然である。

次に幣制の紊亂に基く百姓一揆の發生の時期に就いて一言せねばならぬ。事例が僅か五件にすぎないのであるから、大量觀察によつて一定の傾向性を論斷する事は出来ないが、大體、徳川時代に於て貨幣經濟が如何に發展し、如何なる時代に最も發達し、且つ如何なる時代に最も紊亂したかを明かにするならば、自ら推論を下しうるわけである。即ち徳川時代に於ては、貨幣經濟が著しく發達したとはいへ、尙ほ米遣の經濟であり、殊にその前半期に於ては、農民は尙ほ自給自足の域を脱せず、貨幣に依存するの程度が少かつた。從て農民は、貨幣問題に尙ほ無關心であり得たのであるが、幕府が惡貨の鑄造によつて通貨を膨脹せしめ、各

藩亦競ふて紙幣を濫發するに及びては、農民は獨り貨幣經濟に超然たる事能はず、必然的に貨幣關係に織り込まれ、幣制の如何を鋭敏に感知するに至つたのである。然かも暮末に於て、武士の財用窮乏を告ぐるに及び、紙幣の發行が人民より正貨を強制的に沒收するの手段と化するや、その亂脈は到底收拾すべからざる状態になつたのであるから、農民は自ら物を生産し乍ら、貨幣を通じてその生産物を失ふの結果となり、自ら作れるものを高價に買つて生活せねばならぬ破目に陥つたのである。故に極めて僅少の事例ではあるが、幣制の紊亂に基く一揆が何れも寶曆以後に於て發生したのは蓋し當然の事といはねばならぬ。

この他の特性につきては、事例が餘り少い爲め、何ものをもいふ事が出来ない。その地理的分布につきても、抵抗形態につきても、亦發生の季節に就いてもさうである。只右の五件が比較的大藩に於て發生して居るが、之は大藩に於ては夙に貨幣經濟が發達し、貨幣の需要の大なるにつけ込んで暴舉を敢行したからでは

あるまいか。又發生の季節の如き概念的にいへば、物價の最も騰貴する季節に起り相であるが、之に就いても右の事例だけでは斷言出来ない。